

【重要なお知らせ】消費税率改正に伴う、レンタカー基本料金等の適用税率について

2019年10月1日に適用が開始される消費税率の改正を受けまして、消費税法に基づく経過措置に従い、弊社のレンタカー基本料金等に含まれる消費税の税率を以下の通りといたします。

■レンタカー基本料金・オプション料金等 適用される消費税率について

①2019年9月30日までにご予約

- ・9月30日以前の出発・返却分：8%
- ・10月1日以降の出発・返却分：10%

※9月末から10月1日をまたぐ出発・返却に関しましては、日割り計算の上、各期間に適用される消費税率に乗じて消費税額を計算いたします。

②2019年10月1日以降のご予約：10%

また、2019年10月1日の消費税率の10%への引き上げまでの期間、当サイト内にてお知らせしている、料金一覧やオプション料金などの料金表は、消費税率8%での算出額でのご案内となりますので、何卒ご了承をお願い申し上げます。

株式会社トヨタレンタリース京都